

事 務 連 絡  
令和6年9月10日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

自家用車活用事業による協議運賃の取扱いについて

自家用車活用事業（以下、「日本版ライドシェア」という。）において、協議運賃制度を活用することができることについて、下記整理により、明確化したので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

- （１）道路運送法第九条の三第三項に準ずること。
- （２）タクシーの協議運賃及び料金が導入されている地域に限る。
- （３）適用する際には、事前に運賃額を確定すること。